

令和5年度

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、被保険者(加入者)が保険税を負担しあい、互いに支えあう制度です。加入者の皆さんにはご理解ご協力をお願いします。

☎市民環境課 TEL22-6827 📠9922

令和5年度の国民健康保険税について

1. 保険税率(本税)は令和4年度と変更ありません

安定した国保事業の運営の維持や税負担の公平性を保つため、令和6年度までに保険税の見直しを行う予定です。令和5年度は令和4年度と同率です。ただし、令和5年度から地方税法施行令の一部改正により賦課限度額を変更します。

変更後の賦課限度額は次の表のとおりです。

一世帯における各年度の保険税は次のA～Cの項目ごとに分けて計算した後、合算した額となります。

	所得割	均等割(個人ごと)	平等割(世帯ごと)	賦課限度額
A 医療給付費分	6.48%	26,500円	24,100円	65万円
B 後期高齢者支援金分	1.81%	7,800円	7,100円	22万円
C 介護納付金分(40歳以上65歳未満)	1.11%	7,200円	4,800円	17万円

2. 低所得者世帯に対する軽減の計算式が変更になりました ※申請不要

令和4年度中の世帯の年間所得額が基準額以下の世帯は、均等割と平等割が軽減されます。令和5年4月1日現在の世帯状況で判定します。

軽減割合	基準額(世帯主と同一世帯の国保加入者の年間所得額の合計)
7割	43万円+ 10万円×(給与所得者等※の数-1)以下
5割	43万円+ 29万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+53.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※給与所得者等 要件あり

3. 国民健康保険税の通知を7月に郵送します

通知が届いたら納期限と納付方法を必ず確認してください。

特別徴収(世帯主の年金から天引)

世帯内の国保加入者全員(世帯主含む)が65歳以上で一定の要件を満たす人が対象です。

※今まで特別徴収の世帯であっても次に当てはまる場合は、普通徴収に切り替わります。

- ・世帯構成の変更や国保加入者の所得の増減がある場合
- ・世帯主が令和5年度中に75歳(後期高齢者医療制度の加入者)になる場合

普通徴収(納付書(金融機関・コンビニ・スマホ決済アプリ)/口座振替)

- ・12カ月分(4月～翌年3月)を年9回(7月～翌年3月)で納めてください。
- ・納期限を過ぎた納付書の支払いは金融機関、市役所のみ取り扱いとなります。
- ・コンビニ店頭では、スマホ決済アプリを利用した支払いはできません。

4. 督促手数料・口座振替不能通知書の廃止

令和5年以降の国民健康保険税の督促手数料の徴収と口座振替不能の通知を廃止します。口座振替で納付している人は、納期限の前日までに、預貯金口座の残高を確認してください。

保険証の一齐更新について

現在使用している被保険者証(兼高齢受給者証)の有効期限は、令和5年7月31日までです。新しい保険証を7月中旬までに世帯加入者分をまとめて世帯主宛に簡易書留郵便で発送します。新しい保険証が届いたら、現在使用している保険証は8月1日以降に破棄してください。

新しい保険証の有効期限は、原則、令和6年7月31日です。次のいずれかに該当する場合は有効期限が異なりますので注意してください。

- ・次の更新までに70歳になる人は、誕生日の属する月の末日(誕生日が1日の人は前月末日)までです。誕生日の中旬に、負担割合が記載された新しい保険証を発送します。
- ・次の更新までに75歳になる人は、誕生日の前日までです。

医療費通知書の発送回数について

確定申告で利用できる医療費通知書を12月(1～10月分)と2月(11～12月分)の年2回に分けて発送します。確定申告(医療費控除)に利用する場合は大切に保管してください。

国民健康保険税申告書の提出について

前年所得が把握できない人に、国民健康保険税申告書を送付しました。提出がない場合は、保険税の算定や軽減判定、自己負担限度額の判定に影響します。国保加入者(国保に加入していない擬主も含む)は、毎年必ず、所得を申告してください。

※申告が不要な人は、税法上の扶養親族、年末調整を受けた人、老齢年金受給者などです。

マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

・データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方された薬や特定健診などの情報が、医師や薬剤師に共有され※、データに基づく最適な医療が受けられます。

※情報共有した場合は、健康保険証で受診したときと比べて、初診時などに医療機関や薬局での窓口負担が低くなります。

・転職やライフイベントなどによる保険証の切り替えや更新が不要

事業主が健康保険組合へ手続き済みの場合、加入者による保険証の切り替えや更新は不要です。

※国民健康保険への加入脱退の手続きは必要です。自動で切り替わりません。

・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。



■マイナンバーカードの健康保険証利用は事前登録が必要

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録は市役所やマイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関、薬局の受付で行うことができます。

マイナンバーカードはマイナ受付のポスターやステッカーが貼ってある医療機関、薬局で利用できます。